

町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車
税の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収について、町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽自動車税の税率)

第2条 合衆国軍隊の構成員等(特例法第2条第4項に規定するものをいう。)、契約者(特例法第2条第5項に規定するものをいう。)、又は軍人用販売機関等(特例法第2条第6項に規定するものをいう。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車に対する軽自動車税(以下「軽自動車税」という。)の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車 年額 500円

(2) 軽自動車

ア 二輪又は三輪のもの 年額 1,000円

イ 四輪以上のもの 年額 3,000円

(3) 二輪の小型自動車 年額 1,000円

(徴収の方法)

第3条 軽自動車税は、特例法第4条第1項の規定により、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続等)

第4条 軽自動車税の納税義務者は、当該軽自動車税を町田市(以下「市」という。)の発行する証紙によって払い込まなければならない。

2 軽自動車税の納税義務は、前項の証紙に納税済の検印を受けた時に完了するものとする。

3 第1項の証紙及び前項の検印の様式は、市規則(以下「規則」という。)で定める。
(納期)

第5条 軽自動車税の納期は、毎年4月1日から同月30日までとする。

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。